

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

結城市長 小林 栄

市町村名 (市町村コード)	結城市 (082074)	
地域名 (地域内農業集落名)	上山川地区 (上山川、矢畑集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月3日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基盤整備が行われていない地区について、農道の幅員が狭く不整狭小な農地が多い。
施設園芸、果樹、畜産農家が多くあまり多くの農地を必要としていない。また起伏があり集約化しても効率を上げられない。
耕作者の高齢化、後継者含め耕作者不足。

主な作物: 水稻、梨、ブドウ、トマト(施設)、養豚

(2) 地域における農業の将来の在り方

施設園芸、果樹、畜産が比較的盛んな地域だが、田については不整狭小地が多いため、農地中間管理事業関連整備事業等を活用して集積・集約化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	538 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	538 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
部分的には集積・集約化が行われているところはあるが、地区全体と集積・集約化を目指し、農地中間管理機構を活用して農地の貸借を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
施設園芸、果樹、畜産が盛んな地区であるが、田部分については担い手のニーズを踏まえ、地域で話し合いを熟成させ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、未整備の農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県(普及部門)、JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として箱罾の貸与を行う。有害鳥獣の棲家となる耕作放棄地の解消・防止に努める。
 ⑤果樹園等については、雹害、凍霜害、高温害等の被害防止のため、多目的防災網等の設置を推進し、災害防止対策に取り組む。
 ⑦地域の共同活動によって支えられている多面的機能保全活動(自然環境の保全等)について、継続的に維持出来るように取り組む。
 ⑧暴風雨等の被害防止のため、農業用ハウスの強靱化、園芸施設共済等への加入推進を行う。